

総合特別区域評価・調査検討会における評価結果の概要(平成25年度)

2. 分野等別状況 (2)地域活性化総合特区 ⑤農林水産業分野(5/9)

	評価区分(*1)	総合評価 (IとIIの 平均値に IIIを加味)	I 目標に向けた取組の進捗に関する評価	II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況	III 現地調査時の指摘事項及び対応状況等(*2)	総合評価に係る専門家所見(主なもの)
椿による五島列島活性化特区(長崎県五島市等)	正	A 4.6	B 4.1 進捗度 ・自生椿林の利用率 164% ・椿関連地場産業の振興 96% 等	A 4.5 規制の特例等 ・路網の整備のための所有者不明土地への使用権の設定 財政支援等 ・自生椿林整備事業等 地域独自の取組 ・椿の島「五島」情報発信事業等	+0.25	<p>・椿の多面的な活用可能性(※1)を探り、それを最大限活用することを通じて地域振興を図ろうとする意欲的な取組みとして評価できる。離島振興の1つのモデルとなることを期待する。</p> <p>・所有者不在の土地の扱いについては、規制緩和が実現しておらず(※2)、耕作放棄地の解消などに活用できない状況となっている。そのため、今のところは取り組むに容易なところから開始されているが、困難な土地が後に残されているとも言え、今後の展開はそれほど簡単ではない。</p> <p>(※1)特区の目標として、自生椿林の活用促進(利用率の向上)と耕作放棄地への椿苗植栽による活用可能な椿林面積の拡大(椿の植栽による耕作放棄地の解消)、椿関連地場産業の振興(椿油・椿関連商品の売上額の拡大)が掲げられている。</p> <p>(※2)不在村所有者や所有者不明の土地に対する使用権の設定に関する手続きの簡素化について国との協議が行われている。</p>

◆評価書は[こちら](#)

◆評価結果は[こちら](#)

*1)「正」とは正評価、「準」とは準評価を意味する。

*2)「III」については、「地方公共団体による総合評価の状況」についても評価している。